

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|---|----------|
| No | 5 | 府省庁名 金融庁 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化（地方税） | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>上場株式の配当所得・譲渡所得に関する課税の方式は以下の通りであり、納税者は下記から選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配当所得：①申告不要、②申告分離課税、③総合課税 ・ 譲渡所得：①申告不要、②申告分離課税 <p>その際、国税と地方税について、それぞれ異なる方式を選択することも可能。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国税の確定申告書に、「配当及び譲渡所得の地方税に係る申告不要」の記載欄を追加することにより、国税の確定申告のみで手続が完了するよう、地方税法において所要の措置を行う。</p> | |
| 関係条文 | 〔 地方税法第32条第13項等 〕 | |
| 減収見込額 | [初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>○ 上場株式の配当所得・譲渡所得に関する課税の方式は以下の通りであり、納税者は下記から選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配当所得：①申告不要、②申告分離課税、③総合課税 ・ 譲渡所得：①申告不要、②申告分離課税 <p>その際、国税と地方税について、それぞれ異なる方式を選択することも可能。</p> <p>○ 一方、税務署に提出される国税の確定申告の情報は、市町村に対しても提供されるため、一般には地方税の課税方式は国税と同じものとなる。</p> <p>○ したがって、納税者が国税と地方税で異なる選択をした場合には、その旨を明示的に市町村に申告する必要があるが、特に、「国税では申告、地方税では申告不要」を選択する場合に、市町村にその旨（申告しないこと）を申告することは、納税者にとって過剰な負担となっているところ。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | なし | |
| ページ | | 5—1 |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | なし |
| | 政策の達成目標 | なし |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | ○配当所得の確定申告者数 ・1,417,140人（国税庁 平成27年 所得種類別人員より） ○また、配当所得の確定申告を行っていない者からの流入も想定される。 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 要望の措置は、税務申告における納税者の利便性向上に繋がる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及・促進を図るものであり、妥当である。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |